第26回納本制度審議会議事録

日 時: 平成27年9月4日(金)午前10時00分~10時45分

場 所: 国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室 出席者: 中山信弘会長、福井健策会長代理、石﨑孟委員、

> 植村八潮委員、江上節子委員、遠藤薫委員、相賀昌宏委員、 角川歴彦委員、斎藤誠委員、永江朗委員、根本彰委員、 藤井武彦委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員、

樋口清一専門委員

会次第:1 委員の委嘱の報告

- 2 納本制度審議会の目的及び構成
- 3 代償金部会所属委員の指名の報告
- 4 会長の選出
- 5 会長の挨拶
- 6 会長代理の指名
- 7 大滝国立国会図書館長の挨拶
- 8 オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について
- 9 事務局からの報告
 - (1) 平成 26 年度出版物納入状況、平成 27 年度代償金予算及び平成 26 年度 代償金支出実績
 - (2) オンライン資料収集制度の運用状況
- 10 今後の日程について

配布資料:

- (資料1) 第25回納本制度審議会議事録
- (資料2)納本制度審議会委員・専門委員名簿
- (資料3)納本制度審議会の構成
- (資料4) オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について(案)
- (資料5) 資料別納入実績(最近3年間)
- (資料6)納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近5年間)
- (資料7) オンライン資料収集制度の運用状況について
- (資料8) 今期納本制度審議会の主な審議事項について
- (資料9) 国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)(抄)
- (資料10)納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)
- (資料11)納本制度審議会議事運営規則(平成11年6月7日納本制度審議会制定)
- (資料 12) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成 25 年 国立国会図書館規程第1号)
- (資料 13) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件(平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)
- (資料 14) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)

議事録:

(開会) 定足数の確認等

収集書誌部長: 定刻となりましたので、第 26 回納本制度審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。国立国会図書館収集書誌部長の大曲でございます。御案内のとおり、この7月1日付けで第9期の審議会委員の委嘱をさせていただきました。本日は委嘱後の最初の審議会でございますので、互選となっております会長が選出されるまでの議事につきまして、私が進行役を務めさせていただきます。

なお、第9期発足に当たっての国立国会図書館からの御挨拶につきまして、後ほど館長の大滝が参りますのでその際にさせていただくとして、私は速やかに議事に入らせていただきますので、御了解ください。

まず、本日は15名の委員中、御覧のとおり12名の方々に出席いただいておりますので、定足数は満たされております。

会の次第と資料につきましては、机上に御用意したとおりでございます。審議中、もし資料の欠落等に気づかれましたら、事務局にお知らせください。

それでは、会次第を進めさせていただきます。

(会次第1)委員の委嘱の報告

収集書誌部長: 会次第の1、委員の委嘱について御報告させていただきます。

まず、お手元の資料のうち、資料1は、これは前回の議事録でございまして、すでに前回審議会当時の全委員に御確認いただいた上、公表もしているものですので、本日この場では扱いません。

資料の2を御覧ください。こちらに第9期の委員を載せてございます。このうち新規に委嘱させていただいた委員の方につきまして、僭越ながら私から、五十音順に紹介させていただきます。

[収集書誌部長から、新規委嘱委員・専門委員の紹介]

委員の任期は、2年とされておりますので、平成29年6月30日までとなります。何卒よろしくお願いいたします。

(会次第2) 納本制度審議会の目的及び構成

収集書誌部長: 続きまして、会次第の2に入ります。新しい委員もいらっしゃいま すので、審議会の目的等につきまして、改めて説明させていただきま す。

[資料3に基づき説明]

(会次第3) 代償金部会所属委員の指名の報告

収集書誌部長: 続きまして、会次第の3に入ります。代償金部会所属委員の指名の 御報告です。資料の2にお戻りいただけるでしょうか。代償金部会所 属委員は、委員の委嘱と同日の7月1日付けで、7名の方にお願いい たしました。資料にありますとおり、石崎委員、江上委員、相賀委員、 斎藤誠委員、斉藤正明委員、根本委員及び福井委員でございます。 本日は、審議会の終了後に、部会の開催も予定されているところで

ございます。よろしくお願いいたします。

(会次第4) 会長の選出

収集書誌部長: それでは、会次第4の、会長の選出に入らせていただきます。この 手続は、委員の方の互選となっております。どなたか御推薦をお願い

いたします。

委員: 前期に引き続きまして、中山信弘委員にお願いしたいと考えますが、 いかがでしょうか。

委員一同: 異議なし。

収集書誌部長: 御異議がないようですので、中山委員が会長に決定いたしました。

(会次第5) 会長の挨拶

会長: 中山信弘です。引き続き会長を務めよとのことですので、委員の皆様の御協力、御助言を得まして、務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、録 音及び写真撮影については、御遠慮くださいますよう、御協力をお願 いします。

(会次第6) 会長代理の指名

会長: 続いて、会次第6の、会長代理の指名に移ります。納本制度審議会

規程第5条第3項によれば、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」こととなっておりますので、福井委員を会長代理に指名いたします。福井委員、よろしくお

願いいたします。

委員: はい、承りました。

(会次第7) 大滝国立国会図書館長の挨拶

会長: 会次第の7に入ります。国立国会図書館長から御挨拶をいただくこ

とになっております。大滝館長よろしくお願いいたします。

館長: 国立国会図書館長の大滝則忠でございます。このたびは、皆様方に

は、大変御多忙にもかかわらず、第9期の国立国会図書館納本制度審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日は、御多用中のところ、当審議会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。ただいま選出された中山会長、福井会長代理には、ど

うぞよろしくお願いいたします。

法律に基づく納本制度等による資料の収集は、申すまでもなく、国立国会図書館の使命に照らして、館が果たすべきあらゆる活動の基盤となるものであり、国会及び国民等に対して資料アクセスを保障するために不可欠なものであります。これらの制度の改善及び適正な運用のため、何卒よろしく御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願いいたします。

さて、当審議会におきましては、近年、電子書籍などのオンライン 資料の制度的な収集について、継続的に御審議をいただいており、そ の御審議の結果に基づき、段階的に制度の整備及び運用を進めさせて いただいております。

まず、無償で技術的な制限なく配信されているオンライン資料につきましては、平成25年7月から制度的な収集を始め、2年を経過いたしました。今後も着実に収集を進めてまいりたいと存じます。次に、有償で配信されているオンライン資料につきましては、当審議会における御検討の方向性を踏まえ、出版諸団体との協議を重ねて、本年末を目途に、出版界・著作者等の関係者の御理解と御協力のもと、収集に関する調査研究と国立国会図書館施設内での利用の実際的在り方を探るための実証実験を行う予定でございます。

社会における電子書籍市場は、年々拡大しているところでございます。国立国会図書館といたしましても、国の文化的資産として、電子書籍などのオンライン資料を後世に引き継いでいくことができるよう、制度的な収集の実現に向け、今後とも努力を重ねる所存でありますので、当審議会におかれましても、引き続きの御審議をお願いいたします。

一方、紙媒体などの出版物の納本制度の運用につきましても、この2年間、当審議会での御審議を受け、日本出版取次協会の御尽力もあり、督促を経ずに納入される出版物の割合が大きく増加してまいりました。納本制度により出版物を網羅的に収集することの重要性を認識し、今後とも制度運用の改善に努めてまいる所存であります。

皆様方には、中山会長のもと、第9期審議会の場で、御経験と御知 見に基づく多様な御意見を交換していただき、納本制度等の一層の充 実、円滑な運用に向けて御審議いただきますよう、よろしくお願い申 し上げます。

事務局の国立国会図書館といたしましても、委員の皆様方の御指導、 御鞭撻を賜りつつ、当審議会の事務に当たらせていただく決意でございます。

このところ残暑も厳しく、気候の安定しない日々が続いております。 委員の皆様方におかれましては、一層御自愛のほどお祈り申し上げ、 第9期審議会の発足に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

(会次第8) オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について

会長:

当審議会では、第 21 回納本制度審議会において諮問を受けた「平成 22 年 6 月 7 日付納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」専門的見地から調査審議させるために、「オンライン資料の補償に関する小委員会」を設置し、平成 24 年 3 月に中間答申の原案をとりまとめております。資料の 4 をご覧ください。

先ほどの大滝館長からの挨拶にありましたように、引き続き最終答申についてとりまとめるようにとの依頼を頂戴したところです。

今期の納本制度審議会では、収集したオンライン資料に対する補償の在り方については、電子書籍の製作及び流通の実情を把握し、法的、技術的な面で専門的事項について調査審議する必要があるという観点から、この小委員会において更なる調査審議を進めたいと存じます。

また、この所属委員といたしまして、植村委員、遠藤委員、斎藤誠委員、永江委員、根本委員及び福井委員にお願いします。専門委員からは、佐々木様、三瓶様と樋口様にお願いいたしまして、小委員長には福井委員を指名したいと存じます。この点について、御異議はございませんでしょうか。

委員一同: 異議なし。

会長: よろしいでしょうか。ありがとうございます。福井小委員長をはじ

め、小委員会に所属する委員、専門委員の方々には、調査審議をよろ しくお願いいたします。それでは、福井小委員長から一言お願いいた

します。

委員: ただいま御指名をいただきまして、小委員長を務めさせていただき

ます。オンライン資料の収集・補償の在り方については、出版界の皆様と国立国会図書館サイドの協議が継続している最中です。継続性という観点からの指名ということで理解しております。所属の委員・専門委員の方々の御協力を得て、検討を行ってまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会長: ありがとうございました。よろしくお願いいたします。小委員会の

名簿につきましては、この後、事務局から配布してもらいます。

[事務局から小委員会名簿を各委員に配布]

(会次第9)事務局からの報告

会長: 続いて、会次第の9に移ります。事務局から、2点の報告があるそ

うです。まず1点目は、平成26年度の出版物納入状況等についての報

告です。よろしくお願いします。

事務局: 「平成 26 年度出版物納入状況、平成 27 年度代償金予算及び平成 26

年度代償金支出実績について、資料5、6に基づき説明]

会長: ありがとうございました。次の報告は、オンライン資料収集制度の

運用状況についてです。こちらも事務局からの報告をお願いします。

事務局: [オンライン資料収集制度の運用状況について、資料7に基づき説明]

会長: ただ今の事務局からの報告について、何か御質問や御意見はありま

すか。

委員: オンライン資料という言葉の定義が気になっています。どのような

ものがオンライン資料として収集の対象となるのか、もう少し、説明

をお願いします。

事務局: ウェブサイト上に様々な情報が流通していますが、民間で発信して

いるウェブ上の情報のうち、図書や逐次刊行物に相当する内容を持っ

たもの、ファイル形式でいうと PDF、EPUB、DAISY のような形式で流通しているもの、又は標準的な識別子 ISBN、ISSN、DOI が付与されているものをオンライン資料として制度収集の対象としています。具体的には、民間企業の論文、各種報告書、私立大学で発信している論文や報告書の類です。

委員: 図書と論文に対応する、というのはわかりますが、境界線上のもの

もいろいろとあるのではないかと思います。定義については、この後

の全体の議論にも関わってくるのでお聞きしました。

事務局: 資料 27 ページの国立国会図書館法第 25 条の 4 で、オンライン資料

の収集について規定しています。また、資料 36 ページに国立国会図書 館法によるオンライン資料の記録に関する規程第 1 条が掲載されてお

り、ここでオンライン資料の定義が規定されております。

委員: 規程の第1条で定義について規定されているということで了解しま

した。

会長: 他に御意見や御意見はございますか。よろしいでしょうか。それで

は、次に進みたいと思います。

(会次第10) 今後の日程について

会長: 会次第の10に入ります。今後の日程について事務局から説明をして

いただきます。

収集書誌部長: はい。では、今後の日程につきまして御説明いたします。資料の 8

をご覧ください。

今期納本制度審議会の主な審議事項としては、オンライン資料の補償に関する事項と、納入の一括代行事務に要する金額の改定に関する事項があります。納入一括代行手数料の改定については、本日の納本制度審議会終了後、引き続き代償金部会を開催し、審議をお願いしたいと思います。

次回、第 27 回の納本制度審議会は、来年度の開催を予定しております。

小委員会については、今年度中の開催を予定しております。

いずれも、具体的な日程につきましては事務局から改めて御相談させていただきます。

(その他)

会長: 予定されている議題や報告は以上で終了いたしましたが、何か御意

見、御質問等はございますか。

委員: オンライン資料について、定義はわかったが、どのような分野を集

めるのか、また、収集するのが目的なのか、利活用するのが目的なの

かがわからないのですが。

事務局: これまで、物理的に形態のある紙やパッケージ系電子出版物を納本

制度に基づき国民共有の文化財として収集し、保存し次の世代に継承 するということを行ってきました。現在、物理的な形態を持つものか ら、オンライン情報へと媒体が移り変わっていく中で、オンライン情 報についても国民共有の文化財として収集し、保存していく必要があ

るということで、収集の制度化を進めています。

委員: 私はオンライン資料の補償に関する小委員会の委員長を務めてきた ので、これまでの議論を紹介しますと、何を収集対象にするかという

話は審議会や小委員会でもかなりあったと記憶しています。ウィキペ

ディアやケータイ小説なども含めて収集、保存するという、インター

ネットアーカイブ的なものを目指すという意見もあり、個人的にはそのような意見に賛成でした。しかし、議論を進めていくと、それらを

網羅的に収集対象とするには、人手、予算、様々な権利処理といった

制約があることが明らかとなり、まずはできることをやっていこうと

いう話になりました。例えば、紙で出ているジャーナルが電子に移行

してしまい、紙では出さなくなるケースが増えており、その場合、納
大制度の収集は免別しなり消息する。
大利度の収集は免別しなり消息する。
大利度の収集は免別しなり消息する。

本制度の収集対象外となり消え去ってしまう。まずはこのような、これまでは独土地帯で収集できます。のについては、収集など湯にそのす

れまでは納本制度で収集できたものについては、収集から漏れるのを 防ぐということからスタートしていこう、そこから収集範囲を広げて

いこう、というコンセンサスができあがったように思います。

ちょうど手元に、今年3月に開催されたオンライン資料の補償に関する小委員会で配布された、有償オンライン資料収集実証実験事業についての補足説明資料があり、その中で実証実験の対象となる電子書籍・雑誌の説明がされています。参照させていただくと、「現在の法制度上の収集対象となっている電子書籍・雑誌等と同じ範囲を想定しています。具体的に対象となるのは、①EPUB、PDF 又は DAISY で作成されたもの、及び②①以外のファイル形式で作成されたもののうちISBN、ISSN 又は DOI が付与されたものです。ただし、(A)データベース、(B)紙版の図書・雑誌・新聞と完全に同一版面のもの、(C)音楽や動画などが埋め込まれたものは、対象外として想定しています。」と記述されています。現在の制度収集も基本的には、紙と同じものというより、紙から電子に移行したもの、電子で最初から紙の出版物に類するものとして出されているものを集めることを主眼として行ってい

ると思います。そのため、できるだけ紙と電子で重複を避けるように 収集しているというように理解しておりました。

事務局: 電子と紙の両方の形態で出ているものについては、両方を集めてい

ますので、一部は重複もあります。

委員: 文藝家協会でも深刻な問題となってきていて、別冊文藝春秋が完全

電子化してしまいました。井上ひさしさんなどは別冊文藝春秋の掲載を経て直木賞を受賞しているが、もう紙では入手できないことになります。協会で毎年年鑑を作っているが、その元資料が紙ではもう手に入らないので、どう対応しようか考えているところです。角川さんのところの週刊アスキーも完全電子化しました。ビジネスの方が先行しているので、有償オンライン資料の収集制度化を急ぎ足でやっていか

ないといけないと思います。

委員: オンライン資料の収集制度が始まったのはいつですか。

事務局: 平成25年7月から無償かつDRMなしのオンライン資料の制度収集

が始まっています。

委員: 法律が成立して、オンライン資料収集が制度化されても、資料収集

のための予算は3億何千万円程度と変わっていないのが現状です。法律は作っても予算はつかないというのは義憤を感じます。オンライン資料の収集を始めるに当たり、資料収集予算も増やしてもらうべきです。もう少し政治活動を盛んにしていただいて、紙の資料とは別途にオンライン資料収集の予算獲得を目指してほしいと思います。そうしないと、紙で発行されず、電子でしか出ないような資料が収集しきれ

なくなるのではないかと懸念しています。

会長: 私自身も、個人的には国立国会図書館や文化庁の予算はあまりにも

少なすぎると感じています。文化にかける予算が少なすぎるのではないかというのは、角川委員がおっしゃるとおりです。他の業界に比べて圧力が弱いせいか、文化予算が増えないというのが現状ですが、文

化立国を目指す上で、極めて重要な問題と考えています。

委員: 例えば、個人が国立国会図書館に寄付をした際に、相続財産や税金

から控除されるといった制度は作れないのでしょうか。

会長: 現在でも、国に対する寄付は控除になると思います。

委員: そうであるなら、その制度を明確に伝えるため、運動などをされた

らいかがでしょう。そうすれば予算も増えるかもしれません。

会長: 国立国会図書館への寄付に限らず、日本はアメリカと比べ寄付文化

が根付いていない現状があります。

委員: ふるさと納税の代わりに寄付してくれるといいのですが。国立国会

図書館は国であるから、それに対する寄付が控除されるというのをも

っと知らせる必要があると思います。

委員:

ふるさと納税で連想しましたが、各地の文学館で危機的な状況のところが増えているという話を聞きます。人手も予算も全く足りない。 国立国会図書館とのデジタルアーカイブ面での連携もまだまだ進んでいない状況ということを先日作家の皆様方から聞いたので、何とか連携を進めるような仕組みを作れないかと考えています。

会長:

著作権法の改正により、一部のデジタル化資料を国立国会図書館から他の公共図書館へ送信できるサービスが始まったので、地方の図書館の振興を図れるといいと思います。

委員:

違う観点からの意見ですが、今から 20 年くらい前に、国立国会図書館の中で、納本制度と電子出版物への対応に関する研究会に外部からの研究者として参加していました。1995 年から 1997 年当時はインターネットがまだ始まったばかりの頃で、各国の対応と比較をしながら検討をしました。この時の研究成果は、図書館研究シリーズで発表されています。それから 20 年過ぎて、各国の最近の電子出版物への対応について、国立国会図書館内で検討されているのかどうか、もし情報があるのであれば、本日でなくてよいが、様々な場で御紹介いただければと思います。長尾先生が館長の時には、この面では世界の中でリーダー的な役割を果たしていた、出版界と図書館界とのいい関係が作られつつあったと思っています。その点では、むしろこちらの制度について、日本が外国に紹介するような立場かもしれませんが、違う観点から検討するためにも、各国の電子出版物に対する納本制度について、是非お知らせいただければと思います。

会長:

デジタル時代になって、納本に限らず、図書館の在り方についているいると難しい問題も出てきています。また、一国だけの問題ではなく世界的な問題にもなってくると思います。貴重な御意見をありがとうございます。他に何かありますか。

委員:

先ほどビジネス界で電子化が進んでいるという意見が出ましたが、アカデミックの方でも、学会の財政が逼迫していて、学会誌が次々と電子化されています。その意味でも、オンライン資料の収集制度化は重要です。そのためには、政策提言も頑張らなくてはいけないのかと思います。例えば、学術会議と合同でシンポジウムなども開くということも有効ではないでしょうか。私、学術会議の社会学委員会の委員長をしているので、御協力できることがあれば、是非と思っています。

会長:

貴重な御意見ありがとうございます。その他に御意見や御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第 26 回納本制度審議会の会次第は全 て終了しましたので、これで散会といたします。

(午前 10 時 45 分終了)

(委員15名、専門委員3名)

納本制度審議会委員・専門委員名簿(五十音順) (平成28年3月23日現在)

なかやま のぶひろ 明治大学特任教授、東京大学名誉教授 会 長 中山 信弘 ふくい けんさく 会長代理 弁護士 福井 健策 いしざき つとむ 一般社団法人日本雑誌協会理事長 委 員 石﨑 孟 うえむら やしお 植村 八潮 専修大学文学部教授 えがみ せつこ 武蔵大学社会学部教授 江上 節子 えんどう かおる 学習院大学法学部教授 遠藤薫 おおが まさひろ 一般社団法人日本書籍出版協会理事長 相賀 昌宏 かどかわ つぐひこ 株式会社 KADOKAWA 取締役会長 角川 歴彦 さいとう まこと 東京大学大学院法学政治学研究科教授 斎藤 誠 さいとう まさあき 一般社団法人日本レコード協会会長 斉藤 正明 しらいし こうじろう 一般社団法人日本新聞協会会長 白石 興二郎 ながえ あきら 公益社団法人日本文藝家協会電子書籍出版検討委 永江 朗 員会委員長 ねもと あきら 根本 彰 慶應義塾大学文学部教授 のはら さわこ 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 野原 佐和子 ふじい たけひこ 一般社団法人日本出版取次協会会長 藤井 武彦 きさき りゅういち 専門委員 一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事 佐々木 隆一 さんぺい とおる 三瓶 徹 一般社団法人日本電子出版協会事務局長 ひぐち せいいち 一般社団法人日本書籍出版協会事務局長 桶口 清一

平成 27年 9月 代償金部会長

第11回代償金部会における審議の概要について

第 11 回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過及び議決を次のとおり報告する。

1 開催日時

平成27年9月4日(金)10時55分から11時30分まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室

3 出席委員

石﨑委員、江上委員、相賀委員、斎藤誠委員、根本委員、福井委員

- 4 議決の内容
- (1) 斎藤誠委員が互選により部会長に選出された。
- (2) 江上委員が部会長代理に指名された。
- (3) 平成23年7月29日納本制度審議会答申2及び3に基づき、一般社団法人日本出版取次協会に対する代行手数料について、3年ごとの啓蒙・周知活動及び担当者の異動等に対応した適時適切な納入漏れ防止措置を今後継続して行うことを条件として、納入資料1点につき150円から170円に引き上げることが承認された。
- 5 調査審議の経過

以下の事項について、質疑があった。

- 代行手数料とオンライン資料の関係について
- 納入漏れ防止措置を今後も継続して行うという条件について

平成 28年 3月 代償金部会長

第12回代償金部会における審議の概要について

第12回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

平成28年2月18日(木)10時から12時まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室

3 出席委員

斎藤誠委員(部会長)、江上委員(部会長代理)、石﨑委員、相賀委員、 根本委員、福井委員

4 調査審議の経過

- (1) 代償金の返金に至った事案の経緯等について、事務局から報告があった。
- (2) 代償金制度の課題について審議し、次のような意見が出された。
- ① 代償金制度の必要性について
 - 代償金を廃止した場合でも、多くの出版社は納本を続けると思うが、納本をしないという出版社も一定数は出てくるのではないか。
 - 代償金制度を廃止する場合、憲法 29 条 3 項に基づく補償というこれまでの位置づけも整理する必要がある。
 - 代償金の代わりに出版権の設定登録と紐付けをしてインセンティブと するアイデアもあるが、(検討・実現には)かなり時間がかかる。
 - 出版物が国立国会図書館に納められること自体が誇るべきことである。 寄贈を促進する運動に取り組んでほしい。

- ② 代償金の上限について
 - 代償金に上限を設けるという案は、ロジカルではないし、外国では逆に 高い出版物に限定して補償をしているケースはあるものの、一つの選択 肢としては有りうる。
- ③ 少部数出版物・オンデマンド出版物の取扱いについて
 - オンデマンド出版物については、少部数出版物と同等の頒布部数を要件 とするのもやむを得ない。
- ④ 製作費用の割合が著しく低い出版物の取扱いについて
 - 著しく高額な出版物は、調査の上、納本制度審議会に諮ることがあって もよい。
 - 今回の事案のような高額出版物が納入された場合は、特に注意すべき。 プロセスについて検証する必要がある。
- (3)代償金制度の要否や上限設定の問題は中長期的課題として今後も慎重に検討を続ける必要があるが、まずは今回の事案と同様の問題が起こらないような対策を講じる必要があるという点については、概ね合意された。

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

国立国会図書館 収集書誌部

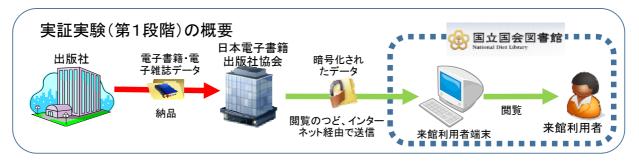
B立国会図書館 National Diet Library, Japan

1 実証実験の概要

- □ ビジネス状況や技術動向を踏まえた実効性のある法制度の 設計を行うことを目的として、著作者、出版社の理解と協 力を得て、技術面など残る課題を着実に解決するために実 証実験を実施
- □目的
 - (1)電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の 技術的検証(DRM、ファイル・フォーマット等)
 - (2)国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析(補償)
- □2段階に分けて実施、日本電子書籍出版社協会(EBPAJ)に 委託、平成27年12月開始(第1段階は最長3年間)

1 実証実験の概要(第1段階)

□ EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館施設内の来館利用者端末への配信による電子書籍・雑誌の利用実験、電子書籍・雑誌の保管に係る技術的要件の調査



- □ システムは「電子文庫パブリ」の仕組みを実証実験用にカスタマイズ
- □ 利用実験での主な検証事項

電子書籍・電子雑誌の閲覧上の課題の検証、実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者ニーズ等の分析とそれによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の評価

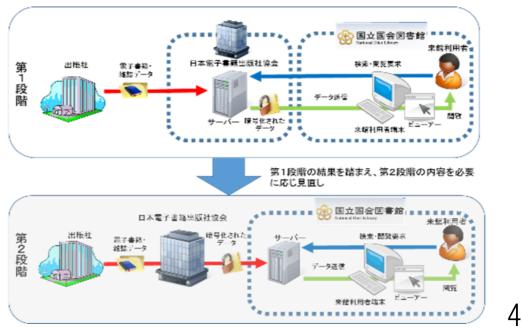
2

1 実証実験の概要(第1段階)

- □ 実証実験事業第1段階会議(有識者会議)
 - 制度化の要件検討のために必要な電子書籍に係る動向等の調査研究、 実証実験に対する助言
 - ・収集対象(電子書籍の作成・流通の状況、セルフパブリッシングの状況等)
 - ・収集方法(電子書籍ファイルの保管・管理状況、電子書籍の販売方法、電子書籍の 制作・流通に係る費用等)
 - ・整理・組織化(電子書籍の書誌データ、識別子等)
 - ・保存(電子書籍の長期利用に向けた取組等)
 - ・利用・提供(電子書籍貸出サービスのビジネスモデル、アクセシビリティ)
- □ 実証実験事業連絡会議
 - 参加出版社との連絡調整、実証実験の進捗報告・フィードバック

1 実証実験の概要(第2段階)

□ 収集した電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館の管理するサーバに保管する実験と保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を想定



2 実証実験の実施状況

□ 収集状況(平成28年3月1日現在)

コンテンツ数:1,656点

ジャンル:

フィクション、ノンフィクション、実用書、児童書、写真集、コミック、雑誌等

出版社数:32社

朝日出版社、朝日新聞出版、NHK出版、学研ホールディングス、 KADOKAWA、河出書房新社、幻冬舎、講談社、光文社、CCCメディアハウス、実業之日本社、集英社、主婦の友社、小学館、祥伝社、新潮社、世界文化社、大和書房、筑摩書房、中央公論新社、東京書籍、東洋経済新報社、徳間書店、PHP研究所、扶桑社、双葉社、ぶんか社、文藝春秋、丸善出版、岩崎書店、ポット出版、ダイヤモンド社

ファイル形式:EPUB(リフロー、固定レイアウト)PDF

2 実証実験の実施状況

□利用実験の場所

東京本館の利用者端末16台

* 本館 複写カウンター

本館 実証実験 増末

・ 経済 情報

・ 本館インフォメーション

新館⇒ 関西館の利用者端末4台



*端末は専用端末ではなく、OPACをはじめ各種のDBも利用可能

6

2 実証実験の実施状況

□利用画面



2 実証実験の実施状況

□実証実験のトップページ



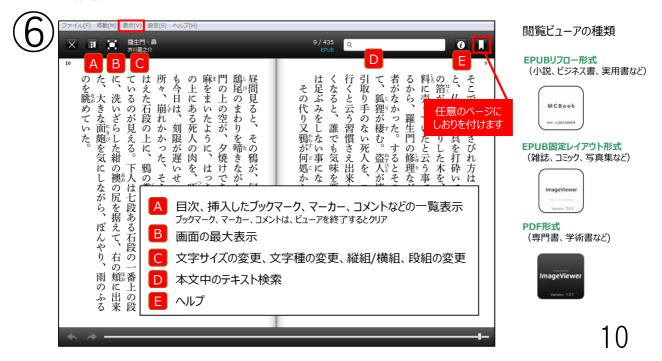
2 実証実験の実施状況

□検索結果一覧及び詳細画面



2 実証実験の実施状況

□ 閲覧ビューア画面



3 利用状況(ログ分析)

□ 利用ログ分析

集計期間:平成27年12月1日~平成28年2月29日

(1)閲覧回数及びユニークアクセス数の月別推移

閲覧回数

12月	1月	2月	合計
247回	160回	129回	536回

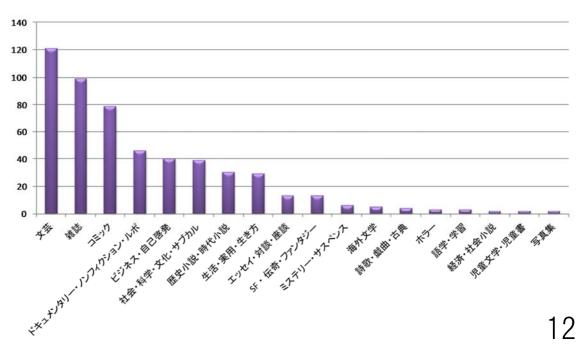
ユニークアクセス数

12月	1月	2月	合計
229人	93人	123人	445人

11

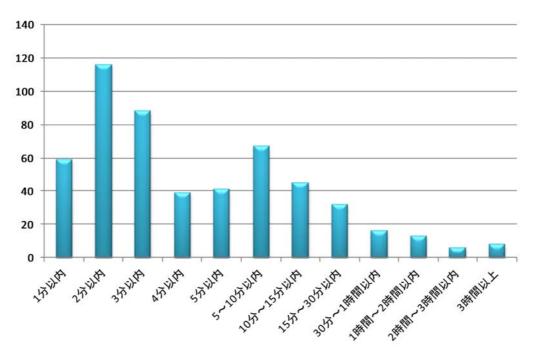
3 利用状況(ログ分析)

(2) ジャンル毎の閲覧回数



3 利用状況(ログ分析)

(3) コンテンツ閲覧時間



□ 利用者アンケート集計結果

集計期間:平成27年12月1日~平成28年2月29日

集計数:50人(ウェブ42人、紙8人)

項目数:17問

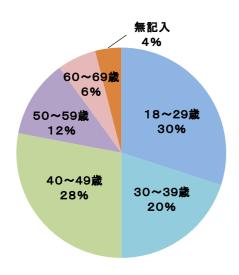
- Q1 あなたの年齢をお答えください
- Q2 あなたの職業をお答えください
- Q3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍作品の検索方法
- Q3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューア全般の読みやすさ
- Q3.3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能 文字サイズの変更機能 Q3.3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能 書体(フォント)の変更機能
- Q3.3.3 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能 本文内のテキスト検索
 - Q4 館内での電子書籍閲覧をどのくらい利用しましたか?
 - Q5 今回の来館で閲覧した電子書籍の冊数を教えてください
 - Q6 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください
 - Q6.1 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください 「その他」の回答
 - Q7 電子書籍を読んだことがありますか?
 - Q8 電子書籍の読書頻度をお答えください
 - Q9 電子書籍を購入したことはありますか?
 - Q10 電子書籍に興味を持ちましたか?
- Q10.1 電子書籍に興味を持ちましたか? 「その他」の回答

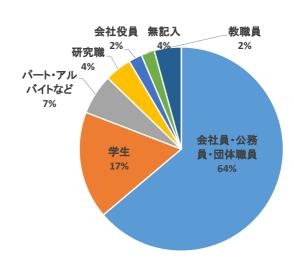
Q11 国立国会図書館内の電子書籍閲覧における、ご意見・ご感想をお聞かせください

14

利用状況(アンケート集計)

(1)属性(年齢・職業)

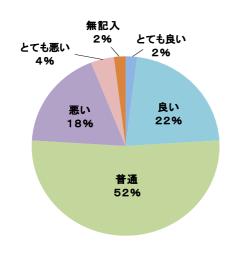


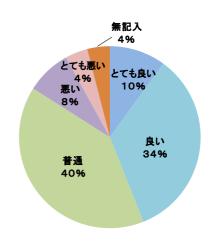


(2)機能評価 (とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪い)



検索方法 ビューア全般の読みやすさ

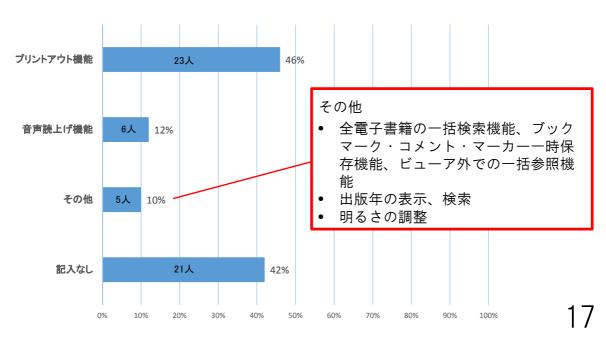




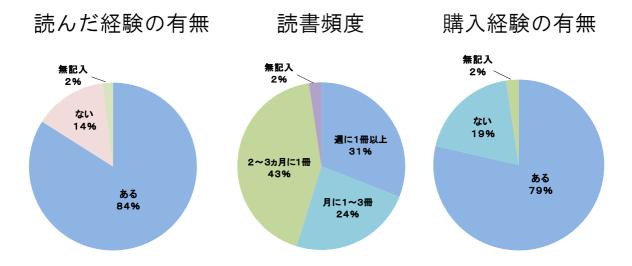
16

利用状況(アンケート集計)

(3) 欲しい機能 (複数回答)



(4) <u>電子書籍の読書経験・頻度</u>

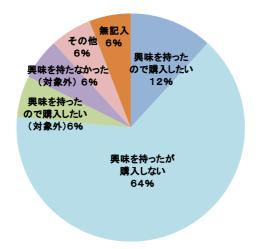


18

4 利用状況(アンケート集計)

(5) 電子書籍への興味

(読んだり購入したことがない回答者が対象)



(6) <u>主な意見・感想</u>

使いやすさ、機能	 □ ビューアは読みやすい。クオリティが高い。(複数) □ ダウンロード時間を短縮してほしい。(複数) □ 検索結果に表紙の書影があり、とてもわかりやすい。 □ ジャンル分けがわかりにくい。 □ 将来的にはしっかりとした検索機能がほしい。 □ 文字拡大、フォント変換など便利な機能に気付かなかった。 □ 電子書籍の特徴を知らない人向けにわかりやすい画面にするのがよい。
端末	□ デスクトップPCの液晶モニタでの長時間の読書はつらい。(複数)□ デスクトップPCの台数不足が心配。(複数)□ タブレット端末等での利用を考えてほしい。
コンテンツ	 □ ジャンルを含めて興味がある本がそろっている気がする。 □ コンテンツ数が少なく、判断しづらい。目的のものが見つからない。充実を期待する。(複数) □ 何が読めるのかがわからない。リストがあれば便利。 □ 電子版のみの書籍の保存は特に重要で、国立国会図書館が十分な役割を果たすべき。

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の意義・経緯

1 国立国会図書館がオンライン資料(電子書籍・電子雑誌等)を収集(実験)することの意義

- ○「今日の電子情報時代において、電子的に作成される創作的な著作は重要な文化財である。印刷物と同様に記録された文化の形態として、国の中央図書館である国立国会図書館がそれらを収集、保存することは、館の責務であり、極めて重要な課題であると考えられる。」(納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」平成22年6月)
- ○「ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること」について、政府及び関係者は「特段の配慮をすべきである。」(参議院文教科学委員会「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」平成 26 年 4 月 24 日)

2 経緯

平成 16 年 12 月	納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方につい
	て」
	☞「ネットワーク系電子出版物」(=インターネットその他のネットワークを通じて提
	供される電子情報全般)を収集する制度に関する答申。「制度的収集の段階的実施も
	視野に入れる必要」
平成 21 年7月	国立国会図書館法改正(平成 22 年 4 月施行)
	☞政府等公的機関の「インターネット資料」(=インターネット上に掲載されている情
	報全般)の制度収集を規定。
平成 22 年	納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」
1 // / - 1	☞私人がインターネット等により利用可能とした電子書籍・電子雑誌等を収集する制
6月	度に関する答申。
	納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき
	費用の内容について」
	☞有償または DRM ありの電子書籍・電子雑誌等に対する補償については、以下の理
平成 24 年	由により、継続審議とされた。
3 月	・DRM ありの電子書籍・電子雑誌等については、納入に係る手続費用の検討に必要
	な情報が不足していること。
	・有償の電子書籍・電子雑誌等については、収集に関する補償その他のインセンテ
	ィブについて検討する余地があること。
平成 24 年	国立国会図書館法改正(平成 25 年 7 月施行)
	☞「文化財の蓄積及びその利用」のために、民間で刊行された電子書籍、電子雑誌等
6月	の制度収集を規定。ただし、当分の間、有償または DRM ありのものは免除。
	納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会
平成 25 年	☞事務局から、有償の電子書籍・電子雑誌等の収集について、まず、①客観的なデー
9月	タの採取と検証、②収集の実現可能性の精査等を目的とした実証実験事業を実施し、
	次に、その成果を踏まえて収集制度の整備・設計を行う案を提示し、了承された。

国立国会図書館の想定する実証実験のための技術的枠組

1 実証実験の進め方

- (1) 第1段階として、電子書籍・雑誌の保管に係る技術的要件を調査検討するとともに、電子取次サーバから国立国会図書館施設内の端末への配信による電子書籍・雑誌の利用実験を行う。出版社数は40社程度、電子書籍・雑誌は当初4000点程度を目途とする。
- (2) 第2段階として、電子書籍・雑誌の国立国会図書館での保存・利用に関する実験 を想定する。
- (3)以下の2から5までの枠組みのうち、第1段階、第2段階に共通したものについても、第1段階の実験結果を踏まえ、第2段階の実証実験の内容を必要に応じて見直す。
- (4) 第1段階で収集した電子書籍・雑誌のデータは、第1段階終了後、速やかに消去し、第2段階で収集した電子書籍・雑誌のデータは、第2段階終了後、速やかに消去する。
- 2 対象となる情報等(第1段階、第2段階共通)
- (1) 電子書籍・雑誌とともに、その書誌データ (メタデータ) を併せて収集する。
- (2) 収集対象は、電子書店で配信されているものとし、以下の3 (メタデータ) から 5 (利用) までが実現できるものであることとする。
- 3 メタデータ (第1段階、第2段階共通)
- (1)流通配信用のメタデータを一定の形式で収集し、それに国立国会図書館での管理 及び提供のために必要な情報の付加等の修正を加えて使用する。
- (2) 必要なメタデータ項目の選定等に当たっては、出版界での標準化の動き、国際的なメタデータ標準化の動き等を考慮する。

4 保管

- (1) 第1段階:実証実験受託者の外部サーバに保管する。あわせて、国立国会図書館における保管のために必要な技術的要件を調査検討する。
- (2) 第2段階:国立国会図書館での保管に関する実験を想定する。
- 5 利用(第1段階、第2段階共通)
- (1) 館内LANを通じた国立国会図書館施設内の端末での閲覧に限定する。
- (2) 閲覧のためのビューアは、出版社にとって実験参加への障壁にならないように配慮しつつ、できるだけ集約する。

- (3)閲覧のためのビューアは、視覚障害者等による利用に対応できることが望ましい。
- (4) 閲覧は、当初は館内設置の一部の端末(当初は計20台)に限定して行う。以後、 提供を受けた電子書籍・雑誌の種類・数量、利用実績などに配慮しつつ段階的に拡 大し、最終的に館内設置のすべての端末で閲覧できることを目標とする。

6 中長期的課題

国立国会図書館が今後50年、100年といった長期間に及ぶ文化財の蓄積保存の 使命を有していること、また、電子書籍・雑誌の長期的な保存・利用を保障するため には、紙出版物とは全く異なる措置が必要であることを踏まえ、中長期的視点に立っ て、①長期的な保存及び利用提供を可能とする方法、及び②プリントアウト提供の可 能性について、出版界と国立国会図書館との間で調査研究を行う。

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業についての補足説明資料

(1)実証実験の目的

- 問1-1 実証実験の目的は何か。
- 答1-1 実証実験の主な目的は、次の2つです。
 - (1) 電子書籍・雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証を行うこと。
 - (2) 国立国会図書館内で電子書籍・雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析を行うこと。

なお、第1段階では、特に、次の点を検証することを目標とします。

- (1) 電子書籍・雑誌の国立国会図書館内に設置した来館者向け端末での見え方
- (2) 実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者のニーズ等の分析と、それによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響の評価
- 問1-2 実証実験と制度化との関係はどうなっているのか。
- 答1-2 実証実験を通じて得られた経験や知見に基づき、わが国の電子書籍・雑誌を、紙の書籍・雑誌と同様に、貴重な文化財として幅広く収集し、長期的に保管・利用するための制度を設計します。

実証実験を段階的に実施することにより、出版社様等との共通理解のもと、電子書籍・雑誌の長期的な保管・利用を確保するという理念を実現するために、実際のビジネスや技術を踏まえた、より実効性のある制度の設計を行うことができると考えています。

(2)実証実験の対象となる電子書籍・雑誌

- 問2-1 実証実験で収集する電子書籍・雑誌の対象は何か。
- 答 2-1 電子書店や出版社専用サイト等で配信されている電子書籍・雑誌のうち、現在の 法制度上の収集対象となっている電子書籍・雑誌等と同じ範囲を想定しています。

具体的に対象となるのは、①EPUB、PDF 又は DAISY で作成されたもの、及び②①以外のファイル形式で作成されたもののうち ISBN、ISSN 又は DOI が付与されたものです。ただし、(A)データベース、(B)紙版の図書・雑誌・新聞と完全に同一版面のもの、(C)音楽や動画などが埋め込まれたものは、対象外として想定しています。

- 問2-2 実証実験で収集する電子書籍・雑誌のジャンルについては、どのような想定か。
- 答 2 2 実証実験では、利用データを採取して、国立国会図書館内での利用方法、利用者のニーズ等の分析と、それによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響評価を行うことを踏まえ、出版市場の状況を考慮した幅広いジャンルの構成としたいと考えています。
 - 問2-3 電子書籍・雑誌によっては、電子取次を介さず出版社から電子書店に直接納入される場合や、電子化作業を電子書店が担っている場合がある。このような場合、電子書店の同意なく、出版社の裁量で電子書籍・雑誌を実証実験に提供できないことがある。このような出版社や電子書店に対し、国立国会図書館はどのように対処するのか。
- 答 2 3 実証実験開始時点では、出版社様の裁量でご提供いただけない電子書籍・雑誌は 対象としないことを想定しています。

ただし、国立国会図書館は、わが国の電子書籍・雑誌を文化財として収集・保存するという観点から、主な国内向け電子書店に対して実証実験への協力要請を行う予定です。

また、制度化時には、電子書籍・雑誌の製作・流通の実態を踏まえた公平公正な制度となることを目指します。

(3)実証実験での電子書籍・雑誌の利用方法・取扱い

- 問3-1 実証実験では、提供を受けた電子書籍・雑誌は、どのように利用されるのか。
- 答3-1 国立国会図書館内に設置した端末での来館者向け閲覧サービスに限定します。
- 問3-2 実証実験で提供を受けた電子書籍・雑誌は、制度化後も、そのまま国立国会図書館で保管されることになるのか。
- 答3-2 実証実験の各段階で提供を受けた電子書籍・雑誌は、各段階の終了時に、利用停止及びデータ消去を行います。また、実証実験期間中はいつでも、出版社様からのお申出に基づいて利用停止及びデータ消去を可能にする予定です。

なお、実証実験の結果を見て、第1段階に参加した出版社様が、第2段階に参加しないことも自由です。

- 問3-3 国立国会図書館が収集した電子書籍・雑誌を、館外の利用者や公共図書館等に 向けて送信してしまうのではないか。
- 答3-3 国立国会図書館は、実証実験で収集された書籍・雑誌を館外に送信することはありません。また、国立国会図書館が電子書籍・雑誌を収集したとしても、著作権法上、図書館送信サービスの対象とはできません。
- 問3-4 ダーク・アーカイブ (保管のみで利用に供しない取扱い) とすることを条件と して電子書籍・雑誌を提供することはできるか。
- 答3-4 実証実験では、国立国会図書館内での利用状況の分析を通じて電子書籍・雑誌ビジネスへの影響を関係者の皆様とともに検証したいと考えているため、ダーク・アーカイブとすることは想定していません。

ただし、制度化に当たっては、一定の条件を満たした場合の解除等を前提としてダーク・アーカイブとすることも選択肢として検討します。

(4)電子書籍・雑誌ビジネスへの影響

- | 14 1 実証実験は、電子書籍・雑誌ビジネスへ悪影響を及ぼすのではないか。
- 答4-1 ご提供いただいた電子書籍・雑誌を国立国会図書館内で閲覧させた場合に、電子書籍・雑誌ビジネスにどのような影響が生じるのかを検証することを実証実験の目的の 1つとしています。

なお、参加出版社様には、可能な範囲で利用データをフィードバックし、実験参加継続 に関する判断材料としていただく予定です。また、実証実験期間中、定期的に実験結果を 公表し、事後の実証実験のあり方について関係者間で協議を進めます。

- 問4-2 実証実験と民間事業者が行う図書館向け電子書籍貸出サービス等との関係はどうなっているか。
- 答4-2 実証実験は、利用状況の調査にとどまらず長期的な保管・利用について検証作業を行うことを目的としたものですので、民間事業者様の提供する図書館向け電子書籍貸出サービス等とは一線を画すものであると考えています。

(5) 今後のスケジュール

問5-1 今後のスケジュールはどうなっているか。

答 5-1 実証実験の第1段階は、平成27年12月に開始しました。第1段階の実験期間は最長3年程度を想定していますが、参加出版社様等と協議の上で確定します。

実証実験の第2段階に進むのは、第1段階の結果の検証を経て出版社様をはじめとした関係者の一定のご理解が得られた後を想定しています。

国立国会図書館は、国民が文化財である電子書籍・雑誌を長期にわたって利活用する ための基盤として、出版社様等のご理解とご協力を得て、できるだけ早く制度的な収集・ 保管が開始できるようにしたいと考えています。

(6)その他

- 問6-1 実証実験に参加するメリットは何か。
- 答6-1 参加出版社様には、可能な範囲で利用データをフィードバックする仕組みを用意する予定ですので、国立国会図書館での利用実態や利用者ニーズを把握することができます。また、書籍・雑誌への感度が高い利用者が多様な電子書籍・雑誌に触れる機会となるので、国立国会図書館が電子書籍・雑誌のショールームとなりうるのではないかと考えています。
- 問6-2 実証実験に参加した出版社の電子書籍・雑誌は、制度化後に国立国会図書館への納入が円滑に行われることが予想される。一方、実証実験に不参加の出版社が、制度 化後に納入を怠っても不利益を受けないのなら、極めて不公平である。
- 答6-2 実証実験の各段階において定期的に実験結果を公表します。出版社様をはじめと した関係者の一定の了解が得られた後に、次の段階に進む想定です。

今回の実証実験を通じて、関係者のご理解とご協力を得ながら、公平な制度となるよう法制化を進めます。

- 問6-3 将来、電子書籍・雑誌を収集するための法制度が実施されたとしても、外国企業が発行する国内向け電子書籍・雑誌については適用外となると思う。これら電子書籍・雑誌については、どのような対応を考えているのか。
- 答 6-3 このような電子書籍・雑誌であっても、わが国の貴重な文化財として国立国会図書館が収集すべきものと考えています。

国立国会図書館としては、国内での書籍流通に大きな地位を占める外国企業に対し、 その地位にふさわしい責任を果たしてもらうよう電子書籍・雑誌の収集への協力を求め る想定です。

なお、今回の実証実験には、そうした外国企業の協力を促すために、わが国の電子書籍・雑誌の長期的保存・利用の取組みを示す意義もあると考えています。

問6-4 ナショナル・アーカイブと国立国会図書館の関係は何か。

答6-4 ナショナル・アーカイブについては、国会で議論・検討が進められています。平成26年4月の著作権法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議の中では国立 国会図書館にも言及されており、協力が求められています。

ナショナル・アーカイブに必要な機能・要素は、官民が協力・分担して構築していくべきものであり、その中で国立国会図書館も一定の役割を果たすことができるのではないかと考えております。

ナショナル・アーカイブ構想の具体像はまだ見えていませんが、電子書籍・雑誌の収集・保存がその機能の一部とされる可能性もあり、その場合には、国立国会図書館がその役割を担うことが求められる可能性はあります。しかし、仮にそのような求めがあった場合でも、電子書籍・雑誌の収集についてはこれまでの合意形成プロセスを尊重していく考えです。

玉 立 国会図書館法 (抄)

、昭和二十三年二月九日法律第五

昭 律第百九十四号 号)

同同同同同同同同同同同同同同同可可 十九年 十九年 十九年 十七年 十九年 十九年 十七年 十七年 十四年 十六年十二月 十二月 一日日 三月三十一日日 四月 六月 四月 三月三十一日 六月 四月二十五日同 一月二十八日 六月二十二日 六月二十七日 十三日同 十三日同 六日同 六日 七旦 七目 同 同 同 同 同 同 第 第 第 第 第 第 第 第百四十五号 二十七号 三十七号 三十一号 八十二号 七十六号 八十二号 八十二号 三十九号 七十三号 二十号 十六号 百二号 百号

のために、

館長は次の権能を有する。

司

に対 提供することを目的とする。 更に日 本国 民に対し、 この法律に規定する図書館

仕

第二十一条 限に享受することができるようにしなけ 他の図書館を経 法の各部門 第八章 国立 いからの要求を妨げない限 般公衆及び公立その他 由 国会図書館の図書館奉仕は、 して、 両議院、 委員会及び b, の図書館に対する奉仕 ればならない。 日本国民がこれを最大 議員並びに行政及び 直接に又は公立その この 目

供する。 覧の提供を受けた図書館資料と同 その他の は複写若しくは展示によつて、 立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互 インターネットその他の高度情報通信ネット 館長の定めるところにより、 奉仕を提供する。 時宜に応じて図書館 国立国会図書館の 般 .等の内容を有する情報を、 奉仕の 公衆の 改善上必要と認め 使 ウー 用 間 及び研究の の貸出しで、 クを通じ 収 集資料及 甪 及び 玉 又

略

第十章 国 地方公共団 独立行政法人等による出版

入

略

玉

7

国会図書館

は、

义

書及びその

他 の

図

書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門

第一

章

立及び

目

第二十四条 いずれかに該当する出版物 \mathcal{O} 他簡易なものを除く。 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 機関により又は 以下同じ。 (機密扱いのもの及び書式、 玉 一の諸 が発行されたときは、 機関のため、 次の各号の ひな形そ

用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の

数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

図書

二小冊子

三 逐次刊行物

四楽譜

五地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製し

た文書又は図画

八 蓄音機用レコード

ることができない方法により文字、映像、音又はプログラムを九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識す

記録した物

立国会図書館に納入しなければならない。 のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定す

項に規定する独立行政法人組別法(平成十一年法律第百三号)第二条第一

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項

に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利

用機関法人

を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるの法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別

もの

3 第二十四条の二 準ずる特別地方公共団体を含む。 より、 当該機関は、 諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、 規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。 比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の れを適用する。 以下同じ。 五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。 前二項の規定は、 都道府県又は市 の機関にあつては三部以下の部数を、 同項に規定する目的のため、 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に 前二項に規定する出版物の再版についてもこ (特別区を含む。 以下同じ。 以下同じ。)(これらに 館長の定めるところに の機関にあつては 直ちに国立国

る目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定す② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

会図書館に納入するものとする。

関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図ては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつ

書館に納入するものとする。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規

定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条

に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規

六号)第十条第一項に規定する土地開発公社公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十

兀

定する地方道路公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第

項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

と認めたときは、この限りでない。書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由がある

において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若し② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合

くは遺贈」と読み替えるものとする。

べき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要す③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、

科する。 ② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆 十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイ たインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知 たインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知 たがなのに規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイ

る。の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができの使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができに利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館

3 ない。 じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット は、 に提供するよう求めることができる。この場合において、 して館長が定めるものに該当するものについて、 資料のうち、 当該者が公衆に利用可能とし、 館長は、 正当な理由がある場合を除き、 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、 第一項の目的を達成するため特に必要があるものと 又は当該者がインターネットを通 その求めに応じなければなら 国立国会図書館 当該者

第十一章の三 オンライン資料の記録

の者は、オンライン資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

ち、 字、 資料を国立国会図書館に提供しなければならない。 利用に資するため、 は、 他簡易なものを除く。)に相当するものとして館長が定めるもの 知覚によつては認識することができない方法により記録された文 をいう。 送信手段により公衆に利用可能とされ、 映像、 図書又は逐次刊行物 前条の規定に該当する場合を除いて、 以下同じ。 音又はプログラムであつて、)を公衆に利用可能とし、 館長の定めるところにより、当該オンライン (機密扱いのもの及び書式、 又は送信されるもののう インターネットその他の 文化財の蓄積及びその 又は送信したとき ひな形その

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

受け、かつ、これを承認した場合 書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出をン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図ン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図

された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認め三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信オンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合ニ オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集された

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

た場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係る

オンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録す

ることにより収集することができる。

4 い旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。 相当する金額を交付する。 ところにより、 において「提供者」という。)に対しては、館長は、その定める 第一 項の規定によりオンライン資料を提供した者 同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に ただし、 提供者からその交付を要しな (以下この項

略

則 (平成十二年四月七日法律第三十七号)

附

(略)

2 ろにより、 六号に該当する出版物については、 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第 同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納 当分の間、 館長の定めるとこ

(略)

入を免ずることができる。

則 (平成十六年十二月一日法律第百四十五号) 抄

附

(施行期日

第 条 この法律は、 平成十七年一月一日から施行する。 [以下略

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則 (平成十七年七月六日法律第八十二号) 抄

(施行期日)

第 条 この法律は、 平成十九年四月一日から施行する。 [以下略]

則 (平成十七年十月二十一日法律第百二号) 抄

附

(施行期日)

第一 条 この法律は、 郵政民営化法の施行の日から施行する。 以

下略

(施行の日=平成十九年十月一日

附 則 (平成十九年三月三十一日法律第十号)

1 この法律は、 平成十九年四月一日から施行する。 以下略

2 条第四項に規定する全日本出版物の目録であって出版されたも 版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出

附 則 (平成十九年三月三十一日法律第十六号) 抄

のの送付については、

なお従前の例による。

(施行期日

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

二条まで並びに附則第十三条第二項から第四 第二条、 附則第四条第一項及び第五項 附則第五条から第十 項までの規 定

平成十九年十月

略

39

附 則 (平成十九年六月六日法律第七十六号) 抄

(施行期日

第 において政令で定める日から施行する。[以下略 条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(政令で定める日=平成二十年一月一日)

附 則 (平成十九年六月十三日法律第八十二号) 抄

(施行期日

第 条 この法律は、 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条並びに附則第七条、 第八条、第十六条、第二十一条か

三十五条及び第三十七条の規定 ら第二十四条まで、 第二十九条、 第三十一条、第三十三条、 平成二十年一月三十一日ま 第

での間において政令で定める日

(政令で定める日=平成十九年十月一日

第四条並びに附則第十四条、 第十五条、第十七条、第二十五

条から第二十八条まで、第三十条、 第三十二条、 第三十四条

第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日ま

での間において政令で定める日

(政令で定める日=平成二十年四月一日)

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第百号) 抄

(施行期日

第 において政令で定める日から施行する。 条 この法律は、 公布 Ò 日 から起算して二月を超えない範囲内

(政令で定める日=平成十九年八月十日)

(旧法の効力)

第二条 有する。 をする場合にあってはその清算結了の登記の時、 く。 行の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、 という。)の規定による総合研究開発機構であってこの法律の までの間 組織変更をする場合にあってはその組織変更の 法 (第三条、 以下同じ。)の規定は、 この法律による廃止前の総合研究開発機構法 (以下「旧法適用期間」という。) 第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除 この法律の施行の日から機構が解散 は、 なおその効力を 効力が生ずる時 次条に規定する (以下「旧法」 旧 施

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置

第三十四条 前の次に掲げる法律の規定は、 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正 旧法適用期間中は、 なおその効力

国立国会図書館法別表第一 総合研究開発機構 0 項 を有する。

二~八 略

附 則 (平成二十年四月二十五日法律第二十号)

定は公布の日から施行する。 法 日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構 この法律は、 (平成十九年法律第百九号) 平成二十年十月一日から施行する。 0) 施行の日から、 別表第二の改正規 ただし、 別表第

(施行の日=平成二十二年一月一日)

附 則(平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条。この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、

第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範

囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成二十一年六月一日)

則(平成二十一年七月十日法律第七十三号)抄

附

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料についてている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされ第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三

附 則(平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

適用する。

(施行期日)

規定は、平成二十四年四月一日から施行する。項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一

則(平成二十四年六月二十二日法律第三十二号):

(施行期日)

附

別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、

(提供の免除)

第 いては、当分の間、館長の定めるところにより、 くは送信する方式によるものをいう。)が付されているものにつ 要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、 記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必 が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。) 閲覧又は記録を制限する手段であって、オンライン資料の閲覧若 び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚に 資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、 かわらず、その提供を免ずることができる。 よっては認識することができない方法によりオンライン資料の |条 この法律による改正後の国立国会図書館法 「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン 又は送信されるもの及 同項の規定にか (次条において 若し

(経過措置)

ン資料について適用する。 公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に

附 則(平成二十六年五月二十一日法律第四十号) 抄

(施行期日)

(政令で定める日=平成二十六年八月十八日) において政令で定める日から施行する。[以下略] 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内

別表第一 (第二十四条関係)

十四号)	
預金保険法(昭和四十六年法律第三	預金保険機構
四十八年法律第五十三号)	保険機構
農水産業協同組合貯金保険法(昭和	農水産業協同組合貯金
百九号)	
日本年金機構法(平成十九年法律第	日本年金機構
律第二百五号)	
日本中央競馬会法(昭和二十九年法	日本中央競馬会
成九年法律第四十八号)	済事業団
日本私立学校振興·共済事業団法(平	日本私立学校振興・共
七十四号)	
総合法律支援法(平成十六年法律第	日本司法支援センター
号)	
日本銀行法(平成九年法律第八十九	日本銀行
(平成二十三年法律第九十四号)	等支援機構
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	原子力損害賠償・廃炉
十九年法律第五十七号)	公庫
株式会社日本政策金融公庫法(平成	株式会社日本政策金融
三年法律第三十九号)	
株式会社国際協力銀行法(平成二十一	株式会社国際協力銀行
七年法律第三十一号)	
沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十	沖縄振興開発金融公庫
根拠法	名称

別表第二(第二十四条の二関係)

のである。(注) 第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたも

納 本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第 一 号)

改正 平成 同 二十年 十一年 日国立国会図書館規程第二号

二十五年 五.月 四月 三十日同 日同

同

第二号 第一号

(目的及び設置)

第 条 国立国会図書館法 (昭和二十三年法律第五号。 以下 法

という。) 第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する

制度、 する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録 法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関

に関する制度 (以 下 「納本制度等」という。)の改善及びその適

正な運用に資するため、 国立国会図書館に、 納本制度審議会 议

(所掌事務)

下

「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、 国立国会図書館長 (以 下 「館長」という。

諮問に応じ、 次に掲げる事項を調査審議する。

納本制度等に関する重要事項

法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条

兀 第四項に規定する金額に関する事項

2 審議会は、 前 項各号に掲げる事項に関し、 館長に意見を述べる

ことができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、 学識経験のある者のうちから、 館長が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、 二年とし、 再委嘱されることを妨げない。

補欠の委員の委嘱期間は、 前委員の残存期間とする。

ただし、

(会長)

3

委員は、

非常勤とする

第五条 審議会に、会長を置き、 委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、 会務を総理し、 審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 会長があらかじめ指名する委員が

(専門委員)

その職務を代理する。

第六条 審議会に、 専門の事項を調査させるため必要があるときは

専門委員を置くことができる。

の

2 専門委員は、 学識経験のある者のうちから、 館長が委嘱する。

専門委員は、 当該専門の事項に関する調査が終了したときは

3

解嘱されるものとする。

専門委員は、 非常勤とする。

4

(部会)

第七条 第二号に掲げる事項を担当させるため、 審議会に、 その所掌事務に係る事項のうち、 代償金部会 第一 二条第 (以 下 項

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを

定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会

長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって

審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、

議決することができない。

審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同

2

数のときは、会長の決するところによる。

前二項の規定は、部会の議事に準用する。

3

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理

する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会

の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則抄

この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

1

附 則(平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号)抄

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

1

則(平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号)抄

(施行期日)

附

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)抄

(施行期日)

この規程は、改正法の施行の日から施行する。

1

(施行の日=平成二十五年七月一日)

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日同 二十一年十月 十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招

集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

常三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならな

い

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委

員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めること

ができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集す

る。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条

第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に

規定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に

付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決

とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限

でない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の密

議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認め

るときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうち

から、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果

を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会

議に準用する。

(議事録)

する。

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整

45

- 審議会の開催日時及び場所
- 出席した委員の氏名
- 三 議題
- 兀 議事の概要
- 五. その他必要な事項
- 第十五条 議事録は、 国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課
- において作成する。

(議事録等の公開)

- 第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公

開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、 議事の手続その他運営に

関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。
- 2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査

会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関

する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

もの並びに次条に規定する方法により提供することができないも次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なという。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」

のを除く。)とする。

のが付与されているもの であって館長が定めるも同じ。) 又は当該コードに類するものであって館長が定めるも刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次 のが付与されているもの

るものを含む。)

はより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯すいより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するすることを主な目的とする記録方式として館長が定めるもの二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

る方法は、次のいずれかの方法とする。下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供す二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以

長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長がするとの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法という。)を、国立国会図書のである記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、

(収集目的の達成に支障がない場合)

郵送する方法

合は、次に掲げる場合とする。 第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場

ことを目的とするものである場合又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受ける一、オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、

が確認した場合 料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資ニ オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一

することを目的としているものであって、かつ、特段の事情な二 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能と

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、 館長が、 納本

(提供の免除)

制度審議会に諮問し、

決定する。

第五条 分の間、 条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、 成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。) 送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、 その提供を免ずる。 附則第二 又は 伞 当

(公示)

第六条 官報により公示するものとする。 記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは 同条第二号の記録方式、 館長は、 第一条第一号のコード及び当該コードに類するも 第二条第一号の情報、 同条第二号の

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、 館長が定める。 オンライン資料の記録に関

附 則 抄

し必要な事項は、

(施行期日)

1 この規程は、 改正法の施行 の日から施行する。

(施行の日=平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規 ず、 定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわら 納本制度審議会に諮問することを要しない。

48

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正 平成二十六年六月 同 二十七年六月 十八日国立国会図書館告示第一号 九日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額

1 国立国会図書館法 (昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四

4

規程第二条第一号の情報は、

次のとおりとする。

第四項に規定する金額は、 国立国会図書館法によるオンライン資

(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。

料の

記録に関する規程

以下 「規程」という。) 第二条第一号に規定する方法による提供

三

については零とし、同条第二号に規定する方法による提供につい

ては次に掲げる金額の合計額とする。

記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十六円

送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日

る国際標準図書番号

本工業規格

(以 下

「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定

日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブ

ジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

規程第一条第二号の記録方式は、 次のとおりとする。

3

PDF方式

_ EPUB方式

 \equiv DAISY方式

(規程第二条第一号の情報

_ 作成者 題名

た者をいう。

出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、

又は送信し

た日をいう。)

兀

出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、

又は送信

五. オンライン資料に複数の版が存在する場合は、 版に関する情

報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合

は、 同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロ トコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、 ユニフォームリソ

(規程第二条第二号の記録媒体)

スロケーター

合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適

(規程第二条第二号の記録方式)

6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成

附則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

2

1

附

則

(平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

に受理した記録媒体については、なお従前の例による。六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十五の告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

附 則(平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

平成二十七年六月九日から施行する。

受理した記録媒体については、なお従前の例による。七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十項の告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

2

1

この告示は、

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 版 物 の代償金額に関する件

改正 韶 和五十年一月三十日国立国会図 書館告 示第 号

平 成 同 昭 和五十六年 五十七年十二月二十八日同 十一年 十月二十七日国立国会図書館告示第一号 三月二十四日同 第三号

同 同 二十三年 十二年 十月 九月二十七日同 十二日同

> 第四号 第一号

第二号

1 要すると認めるものについては、 て定める金額) 売価格の <u>寸</u> 定により納入する出版物の代償金額は、 き費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、 一国会図書館の館長が定める金額 国立 国会図書館法 表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを 当該出版物の納入に要する金額を加算した金 (昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規 その都度納本制度審議会に諮 (当該出版物の出版に通常要す 次の各号の区分に従い国 小 0

ケー 号に該当する出版物をいう。 上六割以下の金額。 通 信回 、ては、 図書 ジ系電子出版物 線に接続しない状態での使用に係る小売価格) (点字版のものを除く。)、 小売価格 (パッケージ系電子出版物にあつては、 ただし、 (国立国会図書館法第二十四条第一項第九 蓄音機用レコードについては、 以下この号において同じ。) 蓄音機用レコード及び 0 兀 につ パッ 電気 割以 小

> 売価格 \mathcal{O} 匝 割未満の金額とすることができる。

マイクロ写真資料については、 小売価格の五割以上七割以下

 \mathcal{O} 金額

三 図書、 雑 誌、 新聞その他の出版物で点字版のものについては

小売価格の四割以上八割以下の金額

兀 前三号に規定する出版物を除き、 雑誌、 新 聞その 他 \mathcal{O} 出 版 物

については、 小売価格の四割以上五割以下の 金

2 前 項の規定により加算することのできる当該出版 物 0 納 入に

する金額は、 次の各号に掲げるものとする。

送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

納入の一 括代行事務に要する金額 出版物 一点につき百五

円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 して代行する者として館長が指定するものに対して行う。 前項第二号に規定する金額の加算は、 出版物の納入事務を 括

附 則

額とする。

1 この告示は、 昭 和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の 代

償金額に関する件 昭 和二十四年国立国会図書館告示第 号) は

廃止する。

附 則 (昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一 号)

の告示は、 昭和五十六年十月二十七日から施行する

附 則 (昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号)

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 **則**(平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号)

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 **則**(平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号)

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。

納 本 制 度 審 議 会 平成 23 年 7 月 29 日

国立国会図書館長

長 尾 真 殿

納本制度審議会会長

中 山 信 弘

答申

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の 代償金額に関する件(昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号) 第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の 見直しについて

本審議会は、平成23年6月28日付け国図収1106211号により諮問のあった「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和50年国立国会図書館告示第1号)第2項第2号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」を受けて調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)第2条第1項の規定に基づき答申する。

答申

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の 代償金額に関する件(昭和50年国立国会図書館告示第1号)第2 項第2号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直 しについて

1 納入の一括代行事務に要する金額(以下「代行手数料」という。)は、 納入資料1点につき150円とすることが適当である。

この場合、出版物の納入事務を一括して代行する者として国立国会図書館長が指定する者(以下「納入代行者」という。)において、納入漏れの防止に効果的な措置を採るものとする。

- 2 納入代行者が、さらに進んで、組織的・系統的な納入漏れ防止措置 を講じ、その実施を国立国会図書館において確認することができた場 合には、代行手数料は、納入資料1点につき 170 円に改定することが 適当である。
- 3 上記2の改定に当たっては、国立国会図書館は、事前に当該措置の 実施について納本制度審議会代償金部会に報告し、その承認を得るものとする。

(根拠及び考え方)

(1) 書籍取次業の委託手数料率 (マージン率) ¹を主たる基準値として, これに書籍の平均定価 2,363 円 (平成 22 年) ²を乗じ,別途加算され る国立国会図書館への送料及び返本率約 4 割 ³を考慮した。その結果、 代行手数料の水準は、納入資料 1 点当たり 150 円から 170 円の範囲と 考えることができる (代行手数料水準の算出方法については、別添のとお り)。

¹ 書籍取次業の委託手数料率(マージン率)は、平均 8~10% とされている(公正取引委員会『書籍・雑誌の流通・取引慣行の現状』(平成 20 年), p. 11 同委員会ホームページ〈http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.july/080724tenpu01.pdf〉)。

² 書籍の平均定価は、「日本の出版統計」『出版ニュース』 2011 年 5 月中・下旬号による。本体部分のみの価格(税抜価格)である。

³ 2007年の書籍の返品率(返本率)は、金額基準で39.4%、部数基準で42.6%であった(公正取引委員会、前掲注1, p.1)。

(2) 納入代行者は、納入代行による納入漏れの防止及び事務処理の合理 化に関する能力と経験を勘案し、国立国会図書館長が指定する者であ るから、国立国会図書館は、代行手数料の改定に当たって、これらの 能力の発揮の状況を考慮することが適当である。

現行の代行事務において、納入漏れが相当数発生し、納本督促事務に多くの時間と手間を費やしている事実があり、その原因の一つとして、出版者(社)による納本指定(代行者の再委託の下に納入事務を行う取次会社に対し国立国会図書館に納入すべき書籍を指定すること)に従って納入代行を行っていることが考えられる。

納入漏れの防止に効果的であるかどうかは、代行事務の品質を評価する上で欠かせない基準・尺度であり、代行手数料の決定において考慮すべき要素である。

現行の代行の方式は、納入漏れ防止の効果が不十分であると評価せ ざるを得ない。出版者(社)及び取次会社担当者の意思・認識に依存 しない組織的・系統的な納入代行の方式を採ることが必要であると考 える。

このような観点から、代行手数料は、類似業務の手数料、物価上昇率等の要素を勘案しつつ、150 円を下限とし、組織的・系統的な納入漏れ防止措置の導入・実施の状況に応じ、170 円を上限として、決定することが適当である。

組織的・系統的な納入漏れ防止措置としては、例えば、納入代行者が取り扱う全ての書籍等の出版者(社)との間に、出版者(社)から納入代行者に取扱いを委託された書籍のうちの各1部を国立国会図書館への納入に充てることを明文に規定した代行納入契約を締結し、その履行の確保に努めることが考えられる。

[別添] 代行手数料水準の算出方法について

代行手数料改定額の適正価格帯のうち、最高額の170円は、[A] 現在の書籍の郵送料金の最低金額から、送料税込実費を差し引いた金額を税抜価格に換算した金額(142.36円)と、[B] 現行の代行手数料額に物価上昇率を乗じた金額(192.12円)の中間値(167.24円)を10円単位に切り上げた金額である。

また、最低額の 150 円は、[A] の金額を 10 円単位に切り上げた金額である [注]。

〔注〕代行手数料を〔A〕の金額未満に設定した場合、送料税込実費を加えた金額が、現在の書籍の郵送料金の最低金額を下回るため、納入の一括代行事務に要する費用を回収する水準に達しておらず適切でないと考えられる。142.36円を10円単位に四捨五入すると140円になるが、この金額は上記の理由により適切でないと考えられるため、切り上げの方法を用いた。

代行手数料の金額は、現状では、経費の積算、見積り又は入札的な決定により算出することはできない。このため、①代行手数料の制定時と現在の消費者物価指数を比較し、この間の物価上昇率を現行の手数料に乗じた金額、②出版取次業者が出版者から受け取る平均的な取次手数料(マージン率)、③現在の書籍の郵送料金の最低金額の3つの観点から、それぞれ参考価格を算出し、この参考価格を踏まえて、適正な改定額を導出することとした。

各参考価格は、①が 192.12 円、②が 159.97 円~207.23 円、③が 180 円である。

この3つの参考価格のうち、最も説得力のある値は、②のマージン率に基づいて算出した金額 (159.97円~207.23円) であるが、約4割という返本率 (これに対して国立国会図書館への納入には返本リスクがないこと) を考慮すると、当該金額をそのまま改定額の適正な価格帯とすることには、過払いの懸念がある。

このため、③の郵送料金の最低金額から送料を差し引いた金額(国立国会図書館の場合、送料は代行手数料とは別に納入代行者に支払っているため)を税抜価格に換算した 142.36 円を最低額、①の 192.12 円を最高額とする価格帯の中間値である 167.24 円を 10 円単位に切り上げた 170 円を、改定額の素案として検討した。

170円という金額については、改定額としておおむね妥当であると

考えられるところ、納入漏れの防止のための抜本的な措置を条件とすれば 170 円でも良いが、現状又は若干の改善のままであれば 150 円若しくは 160 円が妥当ではないかとの指摘もあり得るところである。また、抜本的な納入漏れ防止措置を講じるという条件付きで段階的に手数料額を引き上げる場合には、高い方の金額と低い方の金額に差があることが望ましいとも考えられる。

以上の点を踏まえると、代行手数料の改定額は、170 円を最高額とし、150 円 (142.36 円を 10 円単位に切り上げた金額)を最低額とする価格帯の範囲内、すなわち 150 円~170 円とするのが妥当であると考えられる。